

事例番号:280366

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 0 日

11:02 妊婦健診受診時に周期的な子宮収縮あり、陣痛誘発のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 0 日

10:50-15:50 シノプロスト錠内服

16:20- シノプロスト注射液投与開始

19:38 妊産婦が「急に痛くなりました、下の方が痛い」と訴える

19:41- 胎児心拍数 60-80 拍/分位の徐脈を認める

20:30 胎児機能不全、常位胎盤早期剥離の疑いで当該分娩機関へ母体
搬送され入院

20:42 帝王切開にて児娩出

腹膜を裂くと凝血塊が排出、胎胞を腹腔内に認め、子宮右側、子
宮頸管から卵管起始部近くまで 20cm 近くの裂創を確認

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:40 週 0 日

(2) 出生時体重:3900g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.46、BE -23.8mmol/L

- (4) Apgarスコア:生後1分0点、生後5分4点
- (5) 新生児蘇生:胸骨圧迫、人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管、アドレナリン投与
- (6) 診断等:

出生当日 新生児仮死

- (7) 頭部画像所見:

生後15日 頭部MRIで重度低酸素・虚血を呈した状態を認めた画像所見(大脳白質、視床はびまん性に拡張拡散像で高信号を示し、T2強調像で両側レンズ核、視床外側部に不均一な高信号と低信号の混在する領域)を認める

6) 診療体制等に関する情報

<搬送元分娩機関>

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医3名
看護スタッフ:助産師2名、看護師1名

<当該分娩機関>

- (1) 施設区分:病院
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医3名、小児科医3名、麻酔科医1名
看護スタッフ:助産師1名、看護師7名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、子宮破裂による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。
- (2) 子宮破裂の原因を解明することは困難であるが、多産、高齢妊娠、不当重量児などが背景因子となった可能性を否定できない。
- (3) 子宮破裂の発症時期は、妊娠40週0日19時38分頃の可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関

- ア. 妊娠 40 週 0 日の妊婦健診時に周期的な子宮収縮があり、妊産婦と相談の上で入院とし、陣痛誘発の方針としたことは一般的である。
- イ. 子宮収縮薬による陣痛誘発について、文書を用いて説明を行ったことは一般的であるが、文書により同意を得ていないことは基準から逸脱している。
- ウ. ジノプロスト錠の投与方法(投与量、投与間隔)は一般的であるが、投与中に分娩監視装置を用いて連続モニタリングしていないことは基準から逸脱している。
- エ. 15 時 50 分に 6 錠目のジノプロスト錠を内服し、30 分後の 16 時 20 分からジノプロスト注射液投与を開始したことは基準から逸脱している。
- オ. ジノプロスト注射液の投与方法(5%ブドウ糖注射液 500mL にジノプロスト注射液 3mg を溶解し 15mL/時間で開始、増量方法、分娩監視装置連続装着)は一般的である。
- カ. 妊娠 40 週 0 日 19 時 41 分以降、徐脈出現時の対応(酸素投与、ジノプロスト注射液投与量減量、内診、超音波断層法実施)は一般的である。
- キ. 19 時 53 分に胎児機能不全、常位胎盤早期剥離疑い、急速遂娩の必要ありとの判断で、当該分娩機関へ母体搬送としたことは選択肢のひとつである。

(2) 当該分娩機関

- ア. 入院時の対応(超音波断層法実施、血液検査実施)は一般的である。
- イ. 当該分娩機関救急室に搬入後 17 分で児娩出となっており、その対応は適確である。
- ウ. 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- エ. 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(胸骨圧迫、バック・マスクによる人工呼吸、気管挿管、アドレナリン投与)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

ア. 子宮収縮薬を投与する際は、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則した使用方法が望まれる。また、それらについて改めて勉強会などを開催し、徹底することが望まれる。

イ. 妊産婦に対し行った処置、それらの実施時刻については、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、5錠目のジプロスト錠の内服時刻について診療録に記載がなかった。妊産婦に対して行われた処置については詳細を記載することが必要である。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

診療録の記載と家族からみた経過に一致しない点が散見されるため、医療スタッフは妊産婦や家族とより円滑なコミュニケーションが行えるよう努力することが望まれる。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

わが国における子宮破裂の発生頻度や発生状況について全国的な調査を行い、子宮破裂の関連因子および発症予防法について検討することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。